

## 第2節 指導審理、通告

○鹿児島県警察における交通反則通告センターの設置に関する訓令 (昭和43.6.27  
鹿児島県警察本部訓令14)

改正 前略…令和2.3訓令6

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する規則(平成6年鹿児島県公安委員会規則第13号)第20条第4号の規定に基づき、鹿児島県警察における交通反則通告センター(以下「通告センター」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

本条…一部改正(平成13.1訓令43)

(通告センターの設置)

第2条 交通指導課並びに薩摩川内、鹿屋、種子島、屋久島、奄美、徳之島、及び沖永良部の各警察署に通告センターを置く。

2 前項の通告センターの名称、設置場所及び報告区域は、別表のとおりとする。

本条…一部改正(平成2.2訓令7、18.9訓令27)

(所掌事務)

第3条 通告センターにおいては、次の各号に掲げる事務を行なうものとする。

- (1) 告知内容の審査及び是正措置に関すること。
- (2) 反則者に対する反則金の納付の通告に関すること。
- (3) 仮納付した者の公示通告に関すること。
- (4) 不納付事件の処理に関すること。
- (5) その他反則行為の処理に関すること。

本条…一部改正(平成2.2訓令7)

(通告官等)

第4条 通告センターに通告官並びに通告補佐官及び所要の職員を置く。

2 通告官は、交通指導課長及び各警察署長とし、通告補佐官は、交通指導課課長補佐及び各警察署交通課長(交通課長が警部補の階級にある場合は、次長。)とする。

〔鹿児島警46〕・

- 3 通告官は、上司の命を受け、第3条各号に掲げる事務を行ない、かつ、部下の職員を指揮監督する。

本条…一部改正〔平成2.2訓令7、20.9訓令21〕

**附 則**

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

**附 則** (昭和46.2.10訓令4)

この訓令は、昭和46年2月10日から施行し、昭和46年2月1日から適用する。

**附 則** (昭和46.10.26訓令17)

この訓令は、昭和46年11月1日から施行する。

**附 則** (昭和47.5.4訓令15)

- 1 この訓令は、昭和47年5月4日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。  
2 この訓令施行の際現に使用している様式は、改正後の規定にかかわらず、なお当分の間使用することができる。

**付** (昭和61.10.29訓令20)

この訓令は、昭和61年10月29日から施行する。

**附 則** (平成2.2.21訓令7)

この訓令は、平成2年3月1日から施行する。

**附 則** (平成8.10.24訓令18)

この訓令は、平成8年11月18日から施行する。

**附 則** (平成13.11.2訓令43)

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

**附 則** (平成16.10.12訓令11)

この訓令は、平成16年10月12日から施行する。〔以下略〕

**附 則** (平成18.9.26訓令27)

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則** (平成19.9.13訓令31)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則** (平成20.9.29訓令21)

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。ただし、大口警察署に係る改正規定は、平成20年11月1日から施行する。

**附 則** (平成22.3.17訓令5)

この訓令は、平成22年3月23日から施行する。

**附 則** (令和2.3.6訓令6)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

交通反則通告センターの名称、設置場所及び報告区域

名 称	設 置 場 所	報 告 区 域
鹿児島交通反則通告センター	鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県警察本部	鹿児島中央警察署管内 鹿児島西 “ 鹿児島南 “ 指 宿 “ 南九州 “ 枕 崎 “ 南さつま “ 日 置 “ 始 良 “ 霧 島 “
薩摩川内交通反則通告センター	薩摩川内市原田町1番1号 薩摩川内警察署	いちき串木野警察署管内 薩摩川内 “ さ つ ま “ 阿 久 根 “ 出 水 “ 伊佐湧水 “
鹿屋交通反則通告センター	鹿屋市寿三丁目8番30号 鹿屋警察署	曾 於警察署管内 志 布 志 “ 肝 付 “ 鹿 屋 “ 錦 江 “
種子島交通反則通告センター	西之表市西之表16,381番地9 種子島警察署	種 子 島警察署管内
屋久島交通反則通告センター	熊本郡屋久島町安房304番地42 屋久島警察署	屋 久 島警察署管内
奄美交通反則通告センター	奄美市名瀬長浜町5番2号 奄美警察署	奄 美警察署管内 瀬 戸 内 “
徳之島交通反則通告センター	大島郡徳之島町亀津4946番1 徳之島警察署	徳 之 島警察署管内
沖永良部交通反則通告センター	大島郡和泊町和泊120番地 沖永良部警察署	沖永良部警察署管内

本表…全部改正〔昭和61.10訓令20〕、一部改正〔平成2.2訓令7、8.10訓令18、13.11訓令43、16.10訓令11〕、全部改正〔平成18.9訓令27〕、一部改正〔平成19.9訓令31、20.9訓令21、22.3訓令5、令和2.3訓令6〕